

P F O S等を含む汚染水を公共下水道へ放出する計画に対する意見書

去る7月13日、米海兵隊は、国、沖縄県、宜野湾市に対し、泡消火剤の使用等に生じた米軍普天間飛行場内におけるP F O S等を含む汚染水について、浄化処理した上で公共下水道への放出を検討していることが明らかになった。

放出の理由として、従来の焼却処理では財政的負担が大きいことや台風等によって貯水槽へ雨水が流入し、P F O S等を含む汚染水が漏出することを未然に防ぐためと説明している。

P F O S等は、発がん性や胎児・幼児の発達への影響など様々な健康リスクが指摘され、ストックホルム条約など国際的な規制、国内での使用・製造が禁止されている。米軍基地由来のP F O S等による土壌、水質汚染が周辺自治体のみならず、沖縄県民の健康におよぼす影響を憂慮して同問題の解決を目ざすべきである。

また、同日、国と県、宜野湾市は普天間基地に入って米海兵隊から汚染水の処理について説明を受けた。7万6千リットルから17万リットルの地下貯水槽6つに汚染水を保管、貯水袋1つに処理後の水が入っている。しかし、海兵隊は、総量について「把握していない」と述べたという。日本政府は、これまで米軍がP F O Sを含まない泡消火剤に切り替えを進めていると説明してきたが、実態を全く把握していないことは、極めて遺憾であり、到底容認できるものではない。

今回のP F O S等を含む汚染水を公共下水道に放出することについては、最終的に伊佐浜下水処理場で処理されたのち、海域へ放水することから本町の漁業関係者のみならず周辺海域への環境影響や風評被害等が懸念される。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、米軍普天間飛行場からP F O Sを含んだ汚染水を公共下水道に放出する計画の撤回を求めるとともに、下記の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 環境中で分解されにくい、残留性の高いP F O S等を含む汚染水を公共下水道や河川へ放出させないこと。
- 2 P F O S等の処理は、従来どおり米軍の責任において焼却処理をさせること。
- 3 泡消火剤は速やかにP F O S等を含まない代替品等へ替えさせること。
- 4 環境汚染につながる物質を含む泡消火剤や燃料等は、法令等を遵守し厳格に管理させること。
- 5 P F O S等による水質汚染に関し、環境補足協定第4条に基づき、速やかに沖縄県及び当該関係自治体による嘉手納基地を含む米軍基地内への立入調査を認め、その結果を公表させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年8月23日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 環境大臣 厚生労働大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長